

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

第四期中期目標期間の終了時における業務及び組織の全般にわたる検討

東京都産業労働局

はじめに	P. 2
第1 第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価	P. 2
1 業務実績評価の概要	
(1) 全体評価の概要	
(2) 項目別評価の概要	
(3) 第五期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見	
第2 法人の第四期中期目標期間の業務運営等について	P. 5
1 法人の業務の必要性・有効性	
(1) 法人の業務内容	
(2) 都内中小企業を取り巻く社会経済情勢等	
(3) 業務の必要性・有効性	
2 法人の組織の必要性・有効性	
(1) 法人の沿革	
(2) 東京の産業集積の地域特性等	
(3) 組織の必要性・有効性	
3 地方独立行政法人の運営形態の適切性	
(1) 業務運営の適切性	
(2) 財政運営の健全性	
第3 第四期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方	P. 9
1 所要の措置の必要性	
2 第五期中期目標期間に期待される取組	

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の第四期中期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の最終年度に至ったことを受けて、設立団体である東京都が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条に基づき実施した、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討内容を取りまとめたものである。

検討に当たっては、第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価の結果を踏まえつつ、法人の業務運営に対して様々な観点から検証を行うことによって、下記のとおり組織・業務全般について整理を行った。

第1 第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価

1 業務実績評価の概要

法人は、知事により、法第28条第1項第2号に規定する第四期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を受けている。評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「全体評価」「項目別評価」により実施される。

（1）全体評価の概要

全体評価は、項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況全体について記述式で評価しており、見込み評価では第四期中期計画の4年目までの実施状況から見て、「優れた業務の達成状況にある」と評価されている。

主な総評は以下のとおりである。

- ・研究開発については、基盤研究のテーマを「東京の産業を牽引する研究」「創出する研究」「支える研究」に分類し、目指す方向性を明確にすることにより、技術支援の高度化や中小企業の製品化・事業化に貢献するとともに、新たな産業の創出等に資する知見の獲得につなげている。中小企業との共同研究では、こうして蓄積した都産技研の高度な技術的知見と、中小企業の持つ優れた技術やアイデアを融合することで、多数の製品を生み出している。また、提案公募型研究の採択率を上げるための組織をあげての取組によって、外部資金導入研究の採択件数を伸ばし、研究の幅を広げ、質を高めてきたことは高く評価できる。
- ・技術支援については、技術相談、依頼試験、機器利用等のサービスに加え、中小企業の個別のニーズに沿ってきめ細かく柔軟な支援を提供する「オーダーメイド型技術支援」の実施により、製品化・事業化に至った件数を着実に伸ばしている。また、5G・IoT・ロボット分野での新技術・新製品開発や航空機部品の開発、ものづくりベンチャーへの試作開発等への支援により、多くの製品化・事業化につながっていることは評価できる。加えて、プラスチック代替、フードテック、サーキュラーエコノミー、障害者の活発な活動、介護環境の改善といった社会課題の解決に資する製品を中小企業と共同で開発し、実績を上げていることも高く評価できる。
- ・今後は、利用企業からの相談内容や支援実績に関するデータの蓄積と分析を進めることによって、技術支援から研究開発に至るまで、業務運営全体の質の向上に活用されることを期待する。
- ・業務運営については、社会経済動向や中小企業のニーズの変化に即応した研究開発と技術支援を実施することができるよう、柔軟かつ機動性の高い組織運営と、それを担う人材の確保及び

育成が望まれる。

(2) 項目別評価の概要

項目別評価は、「技術相談」「依頼試験、機器利用」「基盤研究」などの分野における、中期計画の計20項目について、事業の進捗状況・成果を以下の5段階で評価している。

評 定	S・・・中期目標の達成状況が極めて良好である
	A・・・中期目標の達成状況が良好である
	B・・・中期目標の達成状況が概ね良好である
	C・・・中期目標の達成状況がやや不十分である
	D・・・中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である

※「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの評価に関する基準」より

第四期中期目標期間の主な取組実績及びその評定については、下表「第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価 項目別評定集計(参考)」のとおりであり、各項目とも評定「B」以上の評価を得ている。

(3) 第五期中期目標期間の事業運営に向けた主な意見

第五期の事業運営に向けた法人への主な意見は次のとおりである。

- ・社会経済情勢や都政の動向等の変化に迅速・的確に対応できるよう、培ってきた技術力をさらに発展・向上させるとともに、柔軟な組織運営を行うことによって、総合力が最大限に発揮されることを期待する。
- ・「2050東京戦略」や「Global Innovation with STARTUPS」において期待されている、社会課題解決やスタートアップ支援への貢献のために、研究開発をより一層充実させるとともに、中小企業やスタートアップとの共同研究によって先進技術の社会実装を進め、企業間の連携を支援することで、オープンイノベーションの輪を広げる役割を果たしていくことを期待する。
- ・新技術・新製品開発を目指す中小企業に対して、市場ニーズにも目を配りつつ企業が直面している技術課題と向き合い、事業化までを見据えたきめ細やかな支援を提供することを望む。
- ・未利用企業層への都産技研の認知度を高めるために、様々な広報媒体や中小企業との交流の機会を積極的に活用して、研究成果や保有知的財産とその活用事例等を戦略的に発信していくことを望む。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター第四期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価 項目別評定集計(参考)

中期目標を達成するために取るべき措置			主な業務実績(中期計画4年目までの実績)
項目番号	項目名	見込都評価(案)	
Ⅰ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1	技術相談	B	・デジタル媒体を活用した技術相談実施率は、4年度目に中期計画の目標を達成 ・利用者アンケートに基づく技術相談の満足度は、毎年度96%以上の高い水準を維持
2	依頼試験、機器利用	A	・依頼試験及び機器利用の合計利用件数は、中期計画目標値に対して81%の達成度 ・利用者アンケートに基づく依頼試験及び機器利用の満足度は、いずれも毎年度97%以上の高い水準を維持
3	オーダーメイド型技術支援	B	・支援を利用して製品化又は事業化に至った件数は、中期計画目標値に対して86%の達成度 ・様々な支援メニューを組み合わせ、個々の中小企業が直面している固有の技術課題の解決に向けた柔軟な支援を展開
4	基盤研究	A	・基盤研究の成果をもとに、支援事業や共同研究等に発展した件数は、中期計画目標値に対して90%の達成度 ・複数の技術分野を横断した「協創的研究」を継続的に実施し、今後活用が期待される研究成果を創出
5	共同研究	A	・共同研究の実施により製品化又は事業化に至った件数は、中期計画目標値に対して90%の達成度 ・共同研究終了後もフォローを継続し、開発した製品の評価試験や改良に関する支援を実施
6	外部資金導入研究・調査	S	・外部資金導入研究の採択件数は、4年度目に中期計画の目標を達成 ・提案公募型研究の新規採択を増やすために、所内の指導体制や研修の充実など、組織を挙げて取組を実施
7	知的財産	A	・知的財産権を実施許諾した件数は、3年度目に中期計画の目標を達成 ・将来、中小企業への実施許諾につながる可能性の高い研究成果を抽出、評価し、知的財産化を推進
8	新産業創出支援	S	・DX推進センターを拠点として、5G、IoT、ロボット技術の社会実装に向けた研究開発と技術支援を実施 ・航空機産業への参入等を目指す中小企業に対して、共同研究や試作支援を実施、航空機部品の受注・納入が実現
9	社会的課題解決支援	S	・プラスチック代替、フードテック、サーキュラーエコノミー、障害者の活発な活動、介護環境の改善といった、社会課題の解決に資する研究開発に取り組み、中小企業の製品化・事業化を促進 ・ヘルスケア産業支援室を拠点として、基盤研究に取り組むとともに、企業ニーズに対応して支援体制を強化
10	オープンイノベーション	B	・ビジネスマッチング会の主催、異業種交流グループ及び技術研究会の設立・運営支援等により、企業間の連携を促進 ・金融機関等と連携して、セミナーや相談会への参加、都産技研のPRなど、利用拡大を図るための取組を実施
11	製品開発支援ラボ等	A	・SNSの活用や他の支援機関を通したPRを行うことで、年間入居率は96%以上の高い水準で推移 ・入居企業に対する技術支援や共同研究、イベント出展支援等を通して、製品化・事業化に貢献
12	海外展開	A	・中小企業の海外展開に寄与した件数は、3年度目に中期計画の目標を達成 ・バンコク支所における技術相談や実地技術支援の件数は、初年度以降、毎年度増加
13	支所における支援	B	・本部と機能分担しつつ相互に連携することで、所在地の多摩地域、城東地域及び城南地域等の産業特性に応じた、特色ある技術支援を展開
14	食品産業への支援	B	・工業技術を活用した食品開発に取り組むなど、食品技術センターの統合の効果を発揮 ・都の農林水産業振興部門との連携を継続し、地域資源を活用した特産品の開発等にも貢献
15	産業人材の育成	B	・技術セミナーや講習会について、社会動向や受講者のニーズを踏まえ、最適な開催・配信の手法を用いて実施 ・大学、高等専門学校等からの研修生の受け入れや、学術団体や業界団体等への講師派遣を、継続的に実施
16	情報発信の推進	A	・オンラインによる研究発表会等の実施率及び広報誌等の紙媒体のデジタル化率は、中期計画目標値を達成見込 ・設立100周年記念式典、過去に都産技研を利用して優れた業績を上げている中小企業を表彰する事業など、プレゼンスの向上に資する取組を展開
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する事項			
17	組織体制及び運営、効率化、経費削減	B	・職員研修におけるデジタル化実施率及び内部の会議等のペーパーレスでの開催率は、中期計画目標値を達成見込 ・組織再編や人事制度の改正を行うほか、研修や他機関への出向などを通じて人材育成を推進
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項			
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項			
18	資産の適正な管理運用等	B	・公的な試験機関としての信頼性を保つため、試験機器の保守・校正を適切に実施
19	危機管理対策、社会的責任	B	・災害対策や化学物質等規制物質の管理に加え、情報セキュリティや安全保障輸出管理などに対しても、適切に対応
20	内部統制・コンプライアンス	B	・内部統制関連規程の点検・整備等、内部統制の仕組みを有効に機能させる取組を着実に実施

第2 法人の第四期中期目標期間の業務運営等について

1 法人の業務の必要性・有効性

(1) 法人の業務内容

法人は、都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与するため、以下の業務を行っている。

- ・産業技術（食品工業技術を含む。以下同じ。）に係る試験、研究及び調査
- ・産業技術に係る普及、相談及び支援
- ・試験機器等の設備及び施設の提供
- ・安全管理、施設及び設備の維持管理等、上記の業務に附帯する業務

なお、技術相談、依頼試験、機器利用などの技術支援業務と基盤研究や共同研究などの研究業務は、相互に深く関連していることから、両者の業務を分離せず、技術分野で分けた複数の組織（研究グループ等）内で両業務を担当している。

こうした体制は、技術支援業務を、単なる定型的な請負業務や設備貸出業務としてではなく、中小企業が抱えている課題の解決につながるような実効性のある技術支援としていくために採用しているものであり、これにより研究業務で得られた新技術の蓄積が、新たな依頼試験項目の導入を始めとした試験品質の維持向上に加え、製品開発支援、技術セミナー、企業との共同研究などの取組に活かされている。

(2) 都内中小企業を取り巻く社会経済情勢等

経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少等が進行する社会経済情勢において、都内中小企業は、国際競争激化や内需縮小、労働力不足、事業承継などの様々な課題に直面しているが、こうした環境変化を乗り越えて飛躍することが、東京引いては日本経済の持続的な成長につながる。

また、近年では、新しいビジネスモデルによる成長戦略を持つスタートアップが、イノベーション・経済成長の牽引役として期待されている。

東京都では、令和7年3月に「2050東京戦略」を策定し、「ダイバーシティ」「スマートシティ」「セーフシティ」からなる「3つのシティ」をさらに進化させるための28の戦略を定めたが、その中では社会の変革を捉えた、中小企業・スタートアップの成長産業への参入・投資を促進することを政策の方向性として掲げた。また、東京都の試験研究機関等における研究開発を一層推進するとともに、研究成果を社会課題の早期解決に活かしていく必要性が示されている。

加えて、令和4年11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」では、都産技研も含めた関係者が総力をあげて一体的にスタートアップを支援することとしている。

(3) 業務の必要性・有効性

法人が令和3年度から令和6年度に行った法人の利用に関する調査（アウトカム評価報告書）

によると、法人の利用目的では、製品の評価、品質証明、トラブルの原因究明、製品・製造技術の改良・開発が上位となっている。また、利用事業では、技術相談、依頼試験、機器利用といった技術支援業務の利用が多く、利用者の目的達成度調査では、「十分達成できた」と「ある程度達成できた」を合わせて、いずれの項目でも95%以上の高い達成度となっている。

依頼試験、機器利用について、第四期中期計画での目標値及び実績は以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の回復後の中小企業の利用増加に対応して高水準で推移しており、実際に中小企業からの高い支援ニーズがあることが裏付けられる。

また、様々な手法を組み合わせることで、企業固有の課題解決を柔軟に支援するオーダーメイド型技術支援についても、以下のとおり、中小企業の製品化、事業化に寄与している。

【依頼試験、機器利用の実績】

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
依頼試験	113,408	104,556	120,657	119,224	457,845
機器利用	131,623	148,001	153,431	164,680	597,735
合計	245,031	252,557	274,088	283,904	1,055,580

※中期計画目標 依頼試験・機器利用の合計：130万件

【オーダーメイド型技術支援の実績】

(単位：件)

製品化・事業化に 至った件数	中期計画目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	120	30	20	22	31	103

法人で実施している依頼試験や機器利用のサービスは、公設機関であることによる検査の公正性や信頼性という特徴に加え、試験データの解析結果に基づくアドバイスや機器の操作講習、製品開発に向けた技術課題の解決など、きめ細かい技術支援を実施しているという点が、民間の検査機関等とは大きく異なっている。

また、大型・特殊な試験施設や最新鋭の分析・加工機器を個々の中小企業が独自に整備することは、多額の設備投資のため経営効率が悪く採算を確保することが困難であることから、法人がこうした設備を用いた技術支援を低廉な料金で提供することは、中小企業にとって非常に有益である。

加えて、法人は、中小企業が抱える課題への対応や、市場拡大が見込まれる分野、社会的課題解決に資する分野において、多くの基盤研究を通じて技術的知見を蓄積している。それらを活用して中小企業と合同で行う共同研究には毎年度多くの応募があり、以下のとおり中小企業の製品化、事業化に寄与してきたことから、研究開発業務に関しても、高いニーズがあることが確認できる。

【基盤研究の実績】

(単位：件)

実施件数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	62	55	55	57

【共同研究の実績】

(単位：件)

製品化・事業化に至った件数	中期計画目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
	70	14	15	19	15	63

(2) で述べた社会経済情勢の中で、今後も、中小企業が技術力を高め、より付加価値の高い製品・サービスを開発していくためには、法人の技術支援・研究開発は欠かせないものである。また、こうした支援を通じて、中小企業が成長・発展していくことが、ひいては東京の産業活性化につながるものである。

以上より、業務実績等を総合的に勘案すると、法人のこれらの業務は引き続き必要かつ有効であるといえる。ただし、その役割を担っていく上で、社会動向や新たな技術の進展を受け、都内の産業動向も変化し続けていることから、法人が重点的に取り組む技術分野や支援体制について不断の見直しを行い、優れた技術的知見を蓄積するとともに、効果的な支援業務を展開していくことが重要である。

2 法人の組織の必要性・有効性

(1) 法人の沿革

平成 18 年度 地方独立行政法人に移行

西が丘本部、駒沢支所、八王子支所、墨田支所、城東支所、城南支所、多摩支所の 1 本部・6 支所発足

平成 22 年度 多摩支所と八王子支所を再編し昭島市に多摩テクノプラザを整備

平成 23 年度 西が丘本部と駒沢支所を再編し江東区に本部新設

平成 27 年度 タイ王国にバンコク支所を開設

平成 28 年度 テレコムセンター内に東京ロボット産業支援プラザを開設

平成 30 年度 テレコムセンター内に I o T 支援サイトを開設

令和 2 年度 東京ロボット産業支援プラザ、I o T 支援サイトを D X 推進センターに再編

令和 3 年度 東京都立食品技術センターを統合

(2) 東京の産業集積の地域特性等

東京都内には、歴史的経緯や地理的条件から、各地域に特色ある産業集積が形成されている。特徴的な産業集積としては、「都心・副都心地域」における印刷業の集積、「城東地域」における金属製品や皮革製品・玩具等の繊維・雑貨関係業種の集積、「城南地域」における金属製品や生産用機械の集積、「城北地域」における印刷業や金属製品、生産用機械の集積を挙げることができる。また、多摩地域は、電子部品・デバイス・電子回路や情報通信機械器具、電気機械器具製造業などの電気機械系業種の割合が高いという特色がある。また、大企業の開発部門から独立した開発型企業が多く存在するという特徴があり、地域特性に応じた支援が重要である。

一方で、グローバル化や先端技術の進展により都の地域ごとの産業特性のみならず、特徴的な技術分野を発展させた高度かつ専門的な支援も必要になってきている。

(3) 組織の必要性・有効性

中小企業への技術支援体制のあり方を検討するに当たり、施設を分散配置することによるメリット（利用企業の利便性）とデメリット（施設・機器の整備等に要するコスト増、人材の分散）を比較考量する必要がある。

東京都内には、上記のように各地域に特色ある産業集積が形成されており、法人が本部1箇所のみでは、都内全域の中小企業にきめ細かな支援を提供することが困難である。

また、グローバル化や先端技術の進展といった状況を踏まえると、海外展開を見据えた支援や5G・IoT・ロボット分野、フードテックなどへの支援も引き続き不可欠である。

こうしたことから、産業集積の状況等を踏まえ、現在の本部（テレコムセンターにおけるDX推進センター含む）と1拠点（多摩テクノプラザ）、4支所（城東・城南・墨田・食品技術センター）、海外1支所（バンコク事務所）、という組織構成は、現状において効果的な支援体制である。社会情勢や産業動向の変化等によって、今後、支援拠点の拡充や見直し等を行う場合は、その必要性や妥当性、中小企業の現場のニーズ等を踏まえて判断することが必要である。

3 地方独立行政法人の運営形態の適切性

(1) 業務運営の適切性

法人では予算や利用料金を柔軟に設定できる地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かして、技術支援業務の中心である依頼試験及び機器利用について、利用者のニーズ調査等に基づき新たな試験機器を導入するなど支援の充実を図っている。一方で、機器の利用頻度を検証し、定期的に依頼試験及び機器利用の項目を見直すなど、業務運営の改善に向けた取組を積極的に進めている。

これらの取組により技術相談、依頼試験、機器利用など、いずれも高い利用実績を達成している。

また、地方独立行政法人制度の機動性を活かして、技術支援と両輪となる研究開発にも力を注ぐことで基盤研究の成果を支援事業や共同研究、外部資金導入研究へと確実に展開している。特に第四期中期目標期間を通じて取り組んだ、新産業創出、社会的課題解決に寄与するプロジェクト型支援では、複数年度にまたがる研究開発を実施するなど、柔軟な対応により、中小企業が抱える多様な課題の解決に向けた支援を講じている。

このように利用者である中小企業のニーズ等を基にPDCAサイクルを回し、実効性の高い事業を進めること、年度を越えた柔軟な支援を行うことは、地方独立行政法人のメリットを活かした適切な業務運営であると言える。

今後も、法人は、中小企業の成長・発展のために、限られた経営資源を有効に活用して質の高いサービスを継続的に提供していくことが期待される。

(2) 財政運営の健全性

東京都は法人に対して、一定のインセンティブを付与して弾力的かつ効率的な運営を促すために、地方独立行政法人法に基づき運営費交付金を、用途を特定しない「渡しきりの交付金」として交付し、経営努力の結果生み出した利益について翌事業年度及び翌中期目標期間に繰り越すことを認めている。一方で、明確な目標管理のもとで効率的な予算執行を促すために、運営費交付金の

毎年度の削減率を効率化係数として中期目標で定めている。

第四期中期目標においては、法人の経常的な経費の財源である標準運営費交付金について、毎年度1%の財政運営の効率化を行うこととした。

法人では、収支予算を柔軟に執行することができる地方独立行政法人制度の特徴を活かして、提案公募型研究などの外部資金を積極的に獲得する努力を進めている。

こうした取組による収入の増加や業務の効率的執行による経費削減等の結果、令和3年度から令和6年度までの累計で792百万円の利益を計上した。この利益のうち東京都が経営努力として認めた利益は、目的積立金として積み立て、法人が第四期中期計画で定めた積立金の使途「中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・設備の整備及び改善」に充てることとなっている。目的積立金の残高は令和6年度末で113百万円を計上しており、令和7年度中の活用を見込んでいる。

このように、法人化によって都の財務会計制度ではできない柔軟な経営が可能となり、経営努力が促された結果、財政運営の健全性は保たれている。

(1)、(2)より、法人は今後も地方独立行政法人の形態をとることが適当である。

【第四期中期目標期間の自己収入決算額】

(単位：百万円)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自己収入 計		1,105	1,121	1,060	1,071
	事業収入 (注)	577	591	629	649
	補助金収入	66	43	46	38
	外部資金研究費等	60	64	56	39
	その他収入	402	423	328	343

(注) 事業収入は試験手数料、機器利用料、セミナー受講料、技術審査料など

※端数調整の関係で、表中の合計が合わないことがある

第3 第四期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方

1 所要の措置の必要性

第1、第2のとおりこれまでの検討の結果を踏まえると、第四期中期目標期間の最終年度を迎えた現時点においては、法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される。法第30条に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

2 第五期中期目標期間に期待される取組

今後の事業展開に当たっては、都内中小企業を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて、産業活性化、社会課題解決につながる技術シーズの戦略的な蓄積及びそれらを活用した新技術・新製品の開発支援、様々な支援機関との連携、企業間のオープンイノベーションの推進等の取組を展開していく必要がある。また、社会情勢や産業動向の変化を的確に捉え、アジャイルに対応できる組織体制の構築、人材の確保・育成といった、必要な措置を講じるべきである。

法人においては、東京都が策定する第五期中期目標に基づき着実に業務運営を行い、中小企業の成長・発展に資する支援を行っていくことが期待される。